

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名 内閣府政策統括官（防災担当）
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき指定された特定都市河川流域内において法第9条の規定に基づく都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い、その対策工事として設置される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を3年間（平成33年3月31日まで）延長する。</p> <p>・ 特例措置の内容 法第10条第1項第3号に規定する対策工事により設置される雨水貯留浸透施設に係る償却資産について、固定資産税の課税標準を2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（地域決定型地方税制度特例措置（わがまち特例））に軽減する。</p>	
関係条文	地方税法附則第15条第8項、同法施行規則附則第6条第24項 特定都市河川浸水被害対策法第9条第1項、第11条1項、同法施行規則第17条第1項	
減収見込額	[初年度] ー (▲1.3) [平年度] ー (▲1.5) [改正増減収額] ー (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 都市部を流れる河川の流域では著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、市街化の進展により河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が困難である。そのため、法に基づき、特定都市河川流域等を指定し、流域水害対策計画の策定や雨水貯留浸透施設の整備その他の措置により、当該流域における浸水被害の防止のための対策を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 特定都市河川流域においては、法に基づき、当該特定都市河川の河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同して流域水害対策計画を定め、河川整備、下水道整備及び雨水貯留浸透施設の整備等の措置を講じることで浸水被害の防止を図っている。これら公的主体による施設整備に加え、特定都市河川流域において一定規模以上の雨水浸透阻害行為を行う者は、都道府県知事等の許可条件により雨水貯留浸透施設を設置することが義務付けられる。施設設置後も、当該施設の機能を損なう行為を行う場合には許可を必要とすることから、当該施設は恒久的に公益機能を有し、浸水被害の防止を図る効果を有することとなる。しかしながら、施設の設置や維持管理には大きな負担が伴うことから、こうした施設を適切に整備・維持保全して浸水被害の防止を図るため、本税制特例措置により民間の負担を軽減する必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	ー	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定）</p> <p>第 2 章 社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標、事業の概要</p> <p>2. 重点目標 2：災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する</p> <p>政策パッケージ 2-2：</p> <p>激甚化する気象災害に対するリスクの低減</p> <p>（現状と課題）</p> <p>我が国は梅雨期や台風期を中心に、毎年のように水害の脅威にさらされているが、近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化している。今後、地球温暖化に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いことが、IPCC47 の報告書にも示されている。このような状況を踏まえ、危機感を持って防災・減災対策に取り組んでいく必要がある。そもそも我が国では、大都市の多くの範囲がゼロメートル地帯等に位置し、人口や社会経済の中核機能が集積するとともに、地下空間の高度利用が進んでいるなど、自然的・社会的条件から水害に対して脆弱な国土構造となっている。</p> <p>現在は、比較的発生頻度の高い降雨等に対して、堤防、洪水調節施設、下水道等の施設の整備が鋭意進められているが、依然としてその整備水準は低く、引き続き整備を着実に実施する必要がある。</p> <p>重点施策</p> <p>（水害対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川への流出抑制対策の推進（流域貯留浸透施設、浸透ます、透水性舗装、防災調整池等の雨水貯留浸透施設の整備） ・土地利用規制と組み合わせた水害対策（土地利用状況に応じ、輪中堤の整備や氾濫する地域における災害危険区域の指定等） ・河川・下水道が一体となった浸水被害軽減対策の推進 <p>○国土交通省政策評価基本計画（平成 26 年 3 月）</p> <p>○安全</p> <p>政策目標Ⅳ：水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 12：水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p> <p>○内閣府政策評価基本計画</p> <p>（平成 26 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定、平成 29 年 3 月 24 日最終変更）</p> <p>政策目標 9. 防災対策の推進</p> <p>施策目標④ 地震対策等の推進</p>
	政策の達成目標	<p>○平成 29 年度国土交通省事後評価実施計画（平成 28 年 8 月 25 日策定、平成 29 年 3 月 23 日変更）</p> <p>○安全</p> <p>4. 水害等災害による被害の軽減</p> <p>12. 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p> <p>・参考指標 26「過去 10 年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」</p> <p>（H26 年度：約 6.5 万戸→H32 年度：約 4.4 万戸）</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3 年間（平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
政策目標の達成状況	<p>○平成 28 年度国土交通省チェックアップ（平成 28 年 9 月 12 日策定）</p> <p>○安全</p> <p>4. 水害等災害による被害の軽減</p> <p>12. 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p> <p>・参考指標 27「過去 10 年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」（H27 年度：約 6.1 万戸）</p>	

有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み（カッコ内は減収額、単位：千円） 平成30年度：107件（1,311）、平成31年度：116件（1,421）、平成32年度：124件（1,517）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	上記政策目標は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されるものであり、本件税制の効果は、それら達成状況の一部に包含されて発現している。 都市部でのゲリラ豪雨頻発による浸水被害を着実に軽減していくためには、流域全体にわたる面的な対策、既成市街地における対策、官民連携した対策をさらに促進していくことが必要であり、このためには、本税制措置は非常に有効な手段である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度（所得税・法人税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	流域貯留浸透事業 社会資本整備総合交付金事業（平成30年度要求額689.24億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算上の措置等は、地方公共団体が治水安全度を確保するために計画的に河川整備を行うためのものであり、流域対策のうち、主に公共が分担すべき分野の部分である。流域対策は、公共による対策と併せ、本税制措置により、民間が設置する施設においても分担し、総合的に促進を図る必要がある。
	要望の措置の妥当性	いわゆるゲリラ豪雨は、発生場所の予測が困難であり、かつ、短時間で、現在整備されている河川及び下水道の流下能力を大きく上回る大量の降雨をもたらす。そのため、河川、下水道等の従来型の施設整備のみで対応することは困難であり、その被害軽減を図るためには広く流域全体にわたって面的に雨水貯留浸透施設の整備を進めるなど分散型の流出抑制対策を進める必要がある。 民間の者が設置する雨水貯留浸透施設についても、公共用水域への雨水の流出を抑制し、浸水被害から国民の生命、身体及び財産を保護する機能を有するものであり、当該施設を恒久的に維持していく必要があるが、当該施設の設置や維持管理には大きな負担が伴うため、その負担を軽減する必要がある。よって、固定資産税の課税標準の特例措置により、当該施設に係る税負担の軽減を図ることは妥当な措置である。
ページ		11 — 3

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>適用件数（カッコ内は減収額 単位：千円）（推計） 平成 24 年度：24 件(330)、平成 25 年度：60 件(427) 平成 26 年度：40 件(526) 、平成 27 年度：66 件(837)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>適用総額（課税標準（固定資産の価格）） H25 年度：30,467 千円 H26 年度：37,556 千円 H27 年度：59,769 千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>特定都市河川流域で一定規模以上の雨水浸透阻害行為を行う場合には、その対策工事として雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられている。施設設置及び維持管理に伴う経済的負担を本税制措置により軽減することで雨水貯留浸透施設が適正に整備・維持保全され、雨水の流出抑制が図られている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○平成 26 年度国土交通省事後評価実施計画（平成 25 年 8 月 27 日策定、平成 26 年 3 月 28 日変更） ○安全 4. 水害等災害による被害の軽減 12. 水害・土砂災害の防止・減災を推進する ・業績指標 60「過去 10 年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」（H23 年度末：約 6.1 万戸→H28 年度末：約 4.1 万戸）</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>上記業績指標 60「過去 10 年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」は、平成 26 年度末で約 4.5 万戸となっており、河川及び下水道の整備や地方公共団体による雨水貯留浸透施設の整備は着実に進んでいるものの、気候変動等の影響により都市部における集中豪雨等による浸水被害は依然増加しているため。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 16 年度 創設 平成 18 年度及び平成 20 年度 延長 平成 22 年度 課税標準の引き上げ(1/2→2/3) の上、延長 平成 24 年度 課税標準を 2/3→2/3 を参酌し 1/2～5/6 の範囲で市町村の条例で定める割合（わがまち特例）を導入の上、延長 平成 27 年度 特例の適用対象となる雨水貯留浸透施設の所有者が、許可を行う都道府県知事等が発行した証明書の写しを添付して市町村に申告する場合に適用することとした上、延長</p>
<p>ページ</p>	<p>11 — 4</p>